

令和6年能登半島地震に係る 住宅復興資金貸付金の利子補給

令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災した住宅の復興のために必要な資金を借り入れた方に対し、利子の一部について、市からの支援が受けられます。

主な要件

次の全てに該当する方

- ① 令和6年能登半島地震によって自ら居住する住宅に一部損壊以上の被害を受けた方
- ② 被災した住宅の復興のため、市内に自ら居住するための住宅を建設し、若しくは購入し、又は市内に所在する自ら居住している住宅を補修する方
- ③ ②の工事のため必要な資金の融資を令和8年12月31日までに受けた方

補給金額の目安

対象資金の上限額：1,100万円（住宅の建設・購入）、590万円（住宅の補修）

利子補給率：1%

交付期間：5年間

例：住宅の建設に際して、銀行から1,200万円を1.2%の利率で借りた場合、対象金額1,100万円の利子の内、1%分が1年間で約11万円、5年間で合計約55万円の利子補給を受けることができます。

申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727)

※建築課窓口またはホームページにある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

三条市役所ホームページ(<http://www.city.sanjo.niigata.jp/>)内から、

「組織から探す(バナー)＞建築課＞助成金・補助金等＞令和6年能登半島地震に係る住宅復興資金貸付金利子補給金」

とお探してください。